

学校法人江戸川学園役員退職金規程

(総則)

第1条 学校法人江戸川学園（以下、「学園」という。）の役員が退職した場合においては、この規程に定めるところにより役員退職金を支給する。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、学園の寄附行為第6条に定める者をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学園において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

(退職金の額)

第3条 役員の退職金の額については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事長については、退職金基準額を国家公務員俸給表の「指定職俸給表8号俸」とし、勤続年数については、学園に入職した日から起算する。退職金額は、上記退職金基準額に江戸川大学退職金規程第5条による退職金指数を乗じた額とする。
- (2) 常勤の役員については、役員としての在職期間が、5年以上10年未満の場合は年額の役員報酬額に0.5を乗じた金額、10年以上15年未満の場合は年額の役員報酬額に1.0を乗じた金額、15年以上20年未満の場合は年額の役員報酬額に1.5を乗じた金額、20年以上の場合は年額の役員報酬に2.0を乗じた金額を支給する。
- (3) 非常勤の役員については、役員としての在職期間が、5年以上10年未満の場合は年額の役員報酬額に1.0を乗じた金額、10年以上15年未満の場合は年額の役員報酬額に2.0を乗じた金額、15年以上20年未満の場合は年額の役員報酬額に3.0を乗じた金額、20年以上の場合は年額の役員報酬に4.0を乗じた金額を支給する。

(退職金の支給)

第4条 退職金は、法令によりその退職金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときはその遺族に支給する。

(退職金の支給制限)

第5条 退職金は、寄附行為第11条第1項の規定により解任された役員又は役員たるにふさわしくない行為があったと理事会及び評議員会の議決により認められた役員には支給しない。

(退職金の返納)

第6条 退職した役員に対し退職金を支給した後において、退職者が在職期間中に役員たるにふさわしくない行為があったと理事会及び評議員会の議決により認められた時は、その支給した退職金を返納させることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、平成25年12月19日から施行する。

附則

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 令和2年4月1日から令和3年3月31日の間は、以下の経過措置を設ける。
常勤の役員について、第3条(2)の適用は、令和3年4月1日以降とし、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間は、第3条(3)を適用する。